

## 耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物・要緊急安全確認大規模建築物 に対する固定資産税の減額について

平成 26 年度税制改正において、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋について、一定の耐震改修を行い、一定の基準に適合することが証明された場合には、当該建築物(家屋)に係る固定資産税が一定の範囲で減額されることになりました(地方税法附則第 15 条の 10)。

### 1 減額の対象となる家屋の要件

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条に規定する要安全確認計画記載建築物  
または、建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に該当すること
- (2) 令和 5 年 3 月 31 日までに、政府の補助(耐震対策緊急促進事業)を受け、現行の耐震基準に適合する耐震改修工事が行われたもの
- (3) 耐震改修工事が、現行の耐震基準を満たすことを証する書類を添付できるもの

### 2 減額を受けるための手続き

耐震改修の工事後 3 月以内に、『耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物・要緊急安全確認大規模建築物に対する固定資産税の減額申告書』に必要事項をご記入のうえ、関係書類を添付して本市資産税課までご申告ください。

#### 【関係書類】

- (1) 地方税法施行規則附則第7条第 11 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し
- (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告書の副本(所管行政庁の受理印が押印されたもの)の写し
- (3) 地方税法施行令附則第 12 条第 24 項に規定する基準を満たすことを証する書類

### 3 減額内容

耐震改修工事が完了した年の翌年度から2年間は、当該家屋に係る固定資産税額の 1/2 が減額されます(固定資産税額が耐震改修に要した費用の額の 100 分の5に相当する額を超える場合にあっては、当該改修費用の 100 分の5に相当する額の 1/2 が減額されます)。